

「金沢俳優伝記」の成立・伝来過程

——岩瀬文庫本の分析を中心に——

はじめに

本稿は、金沢の興行人⁽¹⁾・綿津屋政右衛門^{わたつやまさえもん}が記したとされる、金沢の芝居・茶屋の盛衰記、「金沢俳優伝記」（別名「綿津屋政右衛門自記」）の成立・伝来過程を考察するとともに、その挿絵を紹介するものである。綿津屋政右衛門は越中国砺波郡経田村の酒造兼農家の二男として生まれたというから、元々の身分は百姓であったが、長じてから米穀取引を業とする「旅人^{りょじん}」の群に入って金沢の町に滞留するうちに、茶屋町肝煎の綿津屋忠蔵という人物の婿養子となり、金沢町方の人別を獲得したと思われる。その後、政右衛門は義父・忠蔵の茶屋商売の手助け

塩川 隆文

をするが、天保二年（一八三一）に家業の茶屋商売が差留となったため、芝居興行（見世物興行・相撲興行を含む。）の世界に進出していき、興行人として活躍した。後年は寺院への寄進を積極的に行うようになり、弘化三年（一八四六）には卯辰山⁽²⁾の観音院⁽³⁾に三重塔を寄進したことから、「三重塔の政右衛門」とあだ名されたという。政右衛門の養嗣子、渡辺政秋は明治期に金沢市会議員となり、金石馬車鉄道の経営に参画するなど、政治家・実業家として活躍した。いわば、政右衛門の地盤を引き継ぐ形で、茶屋町への影響力を保持しつつ、政治家・実業家として活躍したということになる。以上の経歴から、綿津屋政右衛門は金沢の俠客・顔役として理解されている人物である。

表 1 綿津屋政右衛門年表

年（西暦）月	内容	出典
文化元年（1804）	越中国砺波郡経田村の酒造兼農家の二男として生まれる	『芝居と茶屋町』
文政年間（1818-29）	茶屋町肝煎の綿津屋忠蔵の婿養子となる	『金沢町人の世界』
天保 2年（1831） 9月	家業の茶屋商売が指留となる	『芝居と茶屋町』
天保 8年（1837）カ正月	妙義谷で芝居を行い大当りをとるが、町奉行に指し止められる	『金沢俳優伝記』
天保 8年（1837）カ 3月	卯辰八幡境内で興行の許可が下りるが、寺社奉行の妨害を受ける	『金沢俳優伝記』
天保10年（1839）11月	卯辰八幡境内で曲馬興行を行う	拙稿2004
弘化 2年（1845）	西町覚心院に不動尊像を寄進する	『芝居と茶屋町』
弘化 3年（1846）	観音山に三重塔を寄進する	『芝居と茶屋町』
嘉永 2年（1849）頃	「金沢俳優伝記」を執筆する	『金沢俳優伝記』
嘉永 6年（1853） 3月	前田仙太郎の一子、政秋（のちの金沢市会議員・渡辺政秋）を養嗣子とする	『金沢町人の世界』
安政 5年（1858） 8月	愛宕三番丁から馬坂新町に転居する	『金沢町人の世界』
安政 5年（1858） 8月	京三度の肩書を崇禅寺に臥牛を寄進する	『金沢町人の世界』
安政 5年（1858）11月	太梁院の法要に伴い赦免された者に対し、軽業興行の益金の一部を施したいと願い出、許可される	『金沢町人の世界』
安政 5年（1858）頃	卯辰山騷擾の刑死者7人の菩提を弔うため、七稲地蔵を建立する	『金沢町人の世界』
安政 6年（1859） 8月	再び愛宕町三番丁に戻り、越中屋さく方に同居する	『金沢町人の世界』
文久 3年（1863） 4月	藩の産物政策に協力して「苗竹等植付仕法書」を提出し、「竹桑主附」への任命を願う	『金沢町人の世界』
慶應元年（1865） 4月	62歳で死去する	『芝居と茶屋町』
昭和 7年（1932） 7月	「金沢俳優伝記」が「綿津屋政右衛門自記」の書名で翻刻、刊行される	『芝居と茶屋町』

「金沢俳優伝記」は、綿津屋政右衛門が見聞した金沢における茶屋商売、芝居興行の盛衰や、その他奇談等を記したものである。金沢の芝居興行及び茶屋商売に関する史料は、明治期に前田家編輯方によりそれぞれ一件史料として纏められており^④、他地域と比べて決して少ない方ではないが、一次史料がほとんどない中で、茶屋経営者自身の見聞に基づく本記録は貴重であり、『加賀藩史料』^⑤という編年史料に収録されるなど、金沢の茶屋に関する一次史料としてしばしば引用されている。昭和七年（一九三二）には石川県図書館協会が金沢の郷土史家、日置謙の校訂により「綿津屋政右衛門自記」という名前で翻刻を刊行している^⑥（以下、「石川県図書館協会本」と略記する）。昭和五一年（一九七六）には田中喜男が『日本都市生活史料集成』の中で同じく「綿津屋政右衛門自記」の名前で翻刻している^⑦（以下、「都市生活史料集成本」と略記する）。筆者も金沢の芸能興行に関する論文の中で、これら刊本に依拠して綿津屋政右衛門の興行人としての活動を紹介したことがある^⑧。ただし、これら刊本はいずれも戦前の尊経閣文庫ないし加越能文庫の写本（以下「加越能文庫本」と略記する。）を底本として用い

ている。一方、「金沢俳優伝記」は西尾市岩瀬文庫にも異本（以下「岩瀬文庫本」と略記する。）があり、調査したところ、岩瀬文庫本の方には加越能文庫本にはない挿絵がふんだんに用いられていたことから、岩瀬文庫本が原本ないし原本に近い写本ではないかという印象を持った。

「金沢俳優伝記」は金沢の芝居・茶屋に関する基本史料であるばかりでなく、都市行政・文化・経済等の様々な分野での活用が見込まれるだけに、できる限り正確なテキストを作成するとともに、活用し先立ち十分な史料批判を行い、記載された事項の精度（テキストの質）を見極める必要がある。

そこで、本稿では近年の岩瀬文庫悉皆調査の結果を踏まえつつ^①、以下の四点について論じることを目的とする。

①岩瀬文庫本を詳しく分析する（書誌・挿絵）。②字句の異同、巻の構成等について加越能文庫本と比較し、先後関係を推定する。③「金沢俳優伝記」を最初に利用した郷土史家、森田柿園の著作の検討を通じ、「金沢俳優伝記」の伝来過程を推定する。④「金沢俳優伝記」の典拠及び記載年代を特定することにより、テキスト成立の過程及び年代を明らかにする。正確なテキストの提供及び注釈

については、既刊本との重複を考慮し、別の機会に譲りたい。なお、「金沢俳優伝記」の表記について、「金澤俳優傳記」という旧字体が史料中で用いられる場合が多いが、ここでは略字体の表記に統一して用いることを断っておく。

1 岩瀬文庫本の紹介

岩瀬文庫本の書誌は次のとおりである。「【番号】九一函六四号【体裁】写大一冊（原装^②）一四三丁、二二・八×一七・〇」【書名の備考】書名は原表紙外題（後筆）による。国書総目録によれば別書名「綿津屋政右衛門自記」。「【編著者】綿津屋政右衛門【成立】序跋等なし。書中に、天保九年五月より傷寒流行、綿津屋政右衛門家内八人も罹病した記事あり。＊近世後期写。自筆稿本か。【備考】印記「（金沢）池善」（古書肆取扱印）」。原装共紙表紙に覆表紙を付す。」^③

次に、史料調査による知見を右の書誌に補足したい。岩瀬文庫本には一四点の挿絵が描かれている（表2）。このうち、No. 05・06・11・13は本文の内容と関係のないも

表2 岩瀬文庫本の挿絵一覧

挿絵 No.	挿絵の内容	本文との関連
01	ほうかまつ 1	あり
02	ほうかまつ 2	あり
03	茶屋町 1	あり
04	茶屋町 2	あり
05	茶屋女	なし
06	大打入	なし
07	山本・近藤	あり
08	たんぼぞめ	あり
09	文七父娘	あり
10	伏見夜船	あり
11	茶屋遊び 1	なし
12	肉付の面	あり
13	茶屋遊び 2	なし
14	堀昌安	あり

のである。これらは、長い文章に区切りをつけ、文字を追うのに疲れた読者を楽しませる効果を生み出していると考えられる。

では、これ

らの挿絵を描いたのは政右衛門本人だっただろうか。現時点では客観的な論証の用意がないが、筆致を見る限り素人が描いたものとは思えない。日置謙は「綿津屋政右衛門日記」の解説において「政右衛門は今の巖いわ如わ春しゅん君（戦前に活躍した金沢の風俗画家）の祖父に依頼して、能く物を書いてもらった」と述べており、これが事実だとすれば、専門の絵師に挿絵を依頼した可能性がある。

その一方で、日置謙は「日記でなかつたら仮名書きにはなりえない」とも述べている。本文を見れば判るよう

に、「金沢俳優伝記」は平仮名を多用している点に特徴がある。これは（漢字に慣れていない）綿津屋政右衛門が自書したからこそ、平仮名が多くなったというのが日置謙の見解である。ただし、岩瀬文庫本には書き間違えがほとんどない。これが綿津屋政右衛門自身の書いた草稿であるならば、書き間違えや訂正などが見られるはずだが、そういうものがほとんど見られないということは、これは草稿をもとに何度か推敲を経た清書と考えるのが自然であり、綿津屋政右衛門の原稿を文筆家が浄書し、挿絵を加えたものの可能性もある。

また、「金沢俳優伝記」の本文中の難しい漢字や固有名詞にはルビがふられており、漢字が読めない読者に対する配慮が見られる⁽¹³⁾。

以上の特徴から、岩瀬文庫本は綿津屋政右衛門の自筆稿本ではなく、他者の手が加わっている可能性が高い。

さらにそれを裏付ける傍証として、金沢市立玉川図書館近世史料館に綿津屋政右衛門の自筆と思しき書状が残されている（図1）。この書状の筆跡は岩瀬文庫本とは異なる上、文体も漢字仮名交りの候文が用いられている。綿津屋政右衛門が代筆を頼んだ可能性もなくはないが、「金

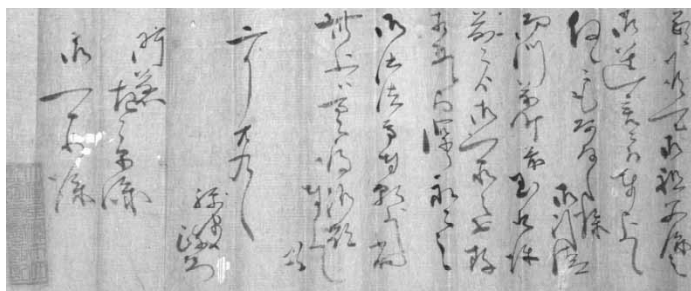


図1 「浅野屋佐平宛書翰」末尾部分 (K9-178⑥、金沢市立玉川図書館所蔵)

沢俳優伝記」の中には綿津屋政右衛門が旅先で「しめん」を遣わしたという記事がいくつか見られるので、綿津屋政右衛門は当時の町人が意思疎通する際に用いられる、

通常（漢字・仮名交りの候文）の書状を作成する能力があったと見てよい。また、この書状の内容は、綿津屋政右衛門が仲間の商人の家の相続仕法を町肝煎に依頼するものであり、経営に関する高度な判断が含まれていることからしても、これは綿津屋政右衛門自身により執筆された書状と見てよいと思われる。したがって、綿津屋政右衛門は漢字の候文が普通に書けるにもかかわ

らず、「金沢俳優伝記」では読みやすさを考慮して意図的に平仮名・ルビを多用しているのとは見るべきである。

岩瀬文庫本が岩瀬文庫に所蔵された経緯は不明な点が多いが、裏表紙に金沢の書肆「池善」⁽¹⁴⁾の印が押されていることから、一時期池善の取扱い品であったことが窺える。岩瀬文庫の当時の図書台帳には「大正五年六月二十六日 2円85銭」で購入の記載があり、この時までには池善から県外の古書肆の手に渡り、そこで岩瀬弥助の目に留まって購入され、岩瀬文庫の所蔵になったということであろう。

2 加越能文庫本との比較

加越能文庫本は、寸法二三・三×一七・〇センチ、本文一〇五丁で、装幀は加越能文庫の中にある他の前田家編輯方の筆写本と同じく黄色の表紙、藍色の野紙が用いられている。よって、加越能文庫本は、他の前田家編輯方の筆写本と同じく、前田家における歴史編纂のために収集・筆写された写本の一つと判断される。

表紙には「金沢俳優伝記 完」という題箋が付され、

表紙をめくるとまた「金沢俳優伝記 完」という同じ表記が書かれ、二丁目には「金沢俳優伝記 上」とあり、次の丁から本文が始まり、五二丁目に「金沢俳優伝記 下」と書かれている。加越能文庫は前田家の尊経閣文庫の一部を昭和二三年（一九四八）に前田育徳会から寄贈されたものであるが、寄贈される前の尊経閣文庫の目録⁽¹⁵⁾には、「金沢俳優伝記 二巻（点数二）」と記載されている。したがって、戦前に前田家に所蔵されていた「金沢俳優伝記」は二冊本であったが、金沢市に寄贈された際に一冊に綴り直されたと推測される（現在尊経閣文庫に同書は存在しない）。題箋と本文の筆跡が異なることも、そのことを裏付けていよう（図2）。

次に、加越能文庫本と岩瀬文庫本の本文を比較してみると、加越能文庫本は岩瀬文庫本の丁破れ二箇所を忠実に筆写している（図3）一方、岩瀬文庫本にある挿絵は全て省かれている。また、わずかながら字句の異同がある。例えば、四四条「昌安町」の中で、岩瀬文庫本では「けだもの、にうりミセ」（獣の煮売店）と書かれている部分が、加越能文庫本では「つだもの、にうりミセ」（傍点筆者）と誤記されている。その結果、刊本はいずれも

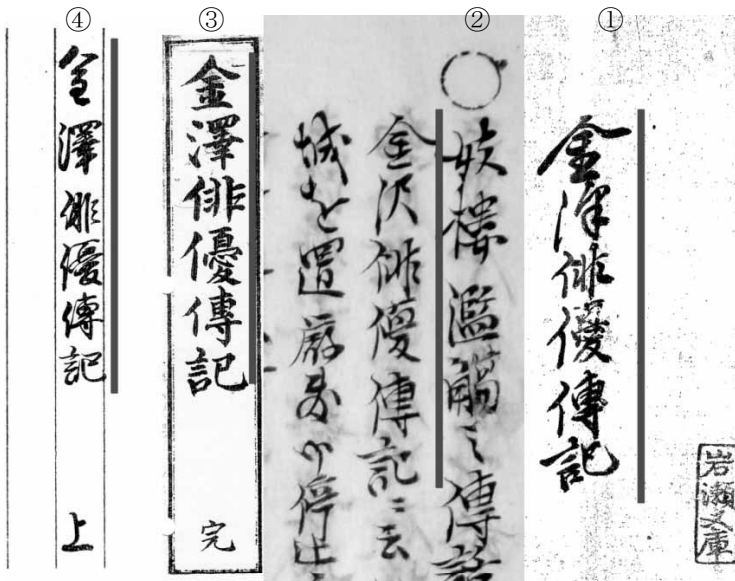


図2 「金沢俳優伝記」筆跡比較（右より①岩瀬文庫本中扉〔西尾市岩瀬文庫所蔵〕、②「金沢古蹟志 巻32」、③加越能文庫本題箋・④同二丁目表題〔以上金沢市立玉川図書館所蔵〕）

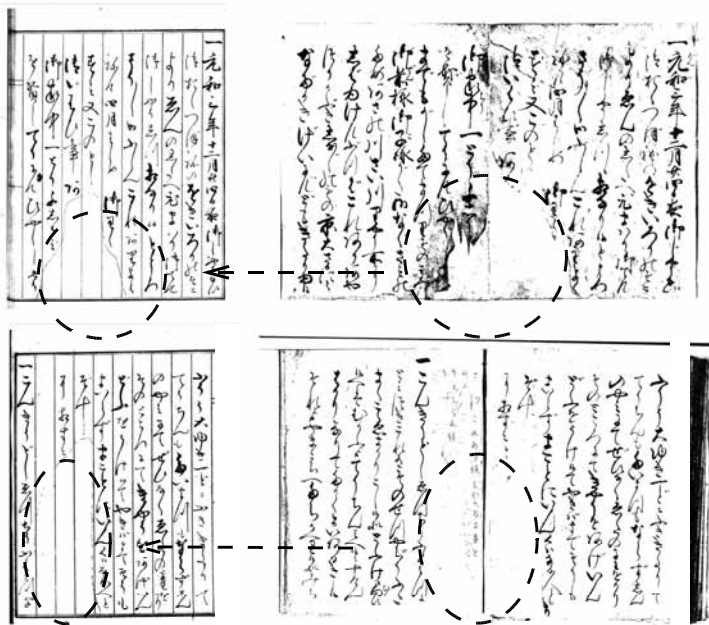


図3 「金沢俳優伝記」破損箇所比較（右上・下：岩瀬文庫本〔西尾市岩瀬文庫所蔵〕、左上・下：加越能文庫本〔金沢市立玉川図書館所蔵〕）

この誤記（つだもの）を踏襲しており、石川県図書館協会本も加越能文庫本を底本として使用していることが判

る。以上の考察から、加越能文庫本は岩瀬文庫本の写本であることが明らかである。

3 「金沢俳優伝記」の伝来と森田柿園

それでは、加越能文庫本はいつ頃誰によって筆写されたのであろうか。また、岩瀬文庫本・加越能文庫本とも「金沢俳優伝記」という表題が付されているにもかかわらず、刊本で「綿津屋政右衛門自記」という書名が採用されたのはなぜだろうか。「金沢俳優伝記」と「綿津屋政右衛門自記」の関係について、日置謙は『芝居と茶屋町』の解説の中で次のように述べている。「この書（綿津屋政右衛門自記、筆者注）には「金沢俳優伝記」という一名があり、或は後者の方が周知せられて居るかも知れない。著者自身も恐らくさう命名したかとも思はれる。それは政右衛門自身が計画した歌舞伎芝居のこと、之に関係した俳優のこと、を多分に載せてゐるからであるけれども、最初に卯辰茶屋町に遊郭の開始せられた次第から、その経営状態、及び禁止に至るまでの事情を可なり

表3 森田柿園略年表（金沢古蹟志関係を中心に）

年（西暦）月	内容	出典
文政 6年（1823） 2月	加賀藩士・茨木家（2,050石）に仕える森田良郷（60石）の子として生まれる	『森田文庫目録』
天保 8年（1837） 11月	茨木主殿忠順の近習となる	『森田文庫目録』
安政 4年（1857） 5月	父良郷没し、家督を継ぐ	『森田文庫目録』
明治 2年（1869） 11月	前田家家録編輯掛となる	『森田文庫目録』
明治 4年（1871） 8月	廃藩置県に伴い空殿となった広坂・金谷両邸及び旧城内の蔵書取調主附を命じられる	『森田文庫目録』
明治 5年（1872） 2月	金沢県庁を辞職、前田家蔵書を借用し前田家家録編輯にあたる	『森田文庫目録』
明治18年（1885）	前田家より加越能三州の事蹟について記録編纂を依頼され、着手する（この時既に「金沢古蹟志」30巻本あり）	『森田文庫目録』
明治25年（1892） 4月	「金沢古蹟志」34巻本（加越能本）が成立し、前田家に提出する	『森田文庫目録』
明治31年（1898）	前田家の要望により書籍編纂を終了する	『森田文庫目録』
明治36年（1903） 4月	「金沢古蹟志」32巻本（森田本）が成立する	『森田文庫目録』
明治41年（1908） 12月	86歳で死去する	『森田文庫目録』
昭和 9年（1934） 5月	『金沢古蹟志』の刊行が完了する（底本加越能本）	金沢文化協会本

詳細に述べて居り、郷土研究者に取つては寧ろ後者に有難味を感じさせるものである。さうした内容の書に金沢俳優伝記と題することは、何人の眼から見ても餘り適切なことではない、本書に綿津屋政右衛門自記の題簽を附した人は、必ずかうした見地からであつたらうと思はれ、それを敢てしたのは、又恐らく森田柿園翁であらうと想像し得べき理由はあるが、確實なる証據を提供することは今不可能である。」⁽¹⁶⁾この説明から、日置謙が校訂する際に参照した「金沢俳優伝記」（おそらく後の加越能文庫本）には「綿津屋政右衛門自記」という題簽が付されていたことが判る。しかし、現在の加越能文庫本にそのような題簽はなく、二冊本を一冊本に装幀し直した時に付箋をはがしてしまったのではないかと思われる。そして、日置謙自身も「綿津屋政右衛門自記」という書名の方が本の特徴を正確に表していると考えて、「綿津屋政右衛門自記」という書名を採用したことが判る。

ところで、ここで日置謙はこの書の表題に関し二つの推測をしている。一つ目は、「金沢俳優伝記」という名称は著者の綿津屋政右衛門が命名したものであること、二つ目は、「綿津屋政右衛門自記」と命名したのは森田柿園であるこ

とである。以下、この推測が妥当かどうか検討したい。まず、森田柿園とはどのような人物であるのかを確認しておく（表3）。森田柿園（平次・良見ともいう。）は、幕末から明治期にかけて活躍した金沢の郷土史家で、前田家の命により「松雲公採集遺編類纂」「加能越古文叢」「温故集録」「金沢古蹟志」等の膨大な記録を編集した⁽¹⁷⁾。現在加越能文庫に収録されているこれら編纂史料は、原本や典拠史料の所在が不明な中で、それに代わりうる価値を持つものとして、北陸地域に止まらず全国的にも多くの研究者に利用されている。

森田柿園は著述・編纂の一方で、前田家書籍編輯掛の求めに応じ、所蔵史料を筆写し提出していた。現在加越能文庫には森田柿園が筆写したと思われる史料も数多く存在しているが、森田文庫本⁽¹⁸⁾のような蔵書印や奥書がほとんど見られないため、森田柿園の筆写本かどうかを判断する手がかりは筆跡くらいしかないのが実状である⁽¹⁹⁾。では、加越能文庫本の「金沢俳優伝記」もそのような森田柿園筆写本の一つと見なすことができるだろうか。筆跡を見る限り、本文の筆跡は岩瀬文庫本の表記を忠実に筆写しているものの、字の崩し（「阿」「御」など）には

森田柿園の筆跡の特徴が見られ、森田柿園が筆写した可能性が高い。そこで次に森田柿園が「金沢俳優伝記」にどの程度関与していたのかを明らかにするため、森田柿園の著書「金沢古蹟志」における「金沢俳優伝記」の引用状況について考察したい。森田柿園は「金沢古蹟志」の中で、「金沢俳優伝記に云」といった形で「金沢俳優伝記」の本文を抄出していることがあり、「金沢古蹟志」の執筆に際し「金沢俳優伝記」を利用できる環境にあったことが判る。その引用状況を表4により詳細に見ていくと、「金沢古蹟志」の中での表記には「金沢俳優伝記」と「綿津屋政右衛門自記」の両方がある。「金沢古蹟志」の諸本の中で最も早く成立した加越能文庫本（明治二四年、三四巻）では「金沢俳優伝記」という表記が多く使われる一方、「綿津屋政右衛門自記」という表記はない（「綿津町政右衛門自記」という誤記が一例あり）。このことから、命名者が綿津屋政右衛門であつたかどうかはともかくとして、「金沢俳優伝記」という名称が原題であつた可能性が高い⁽²⁰⁾。ただし、巻二〇「東西妓楼事略」の中で「綿津屋政右衛門とて、文政・天保の頃なる男伊達の巨魁が記載せし自記」という説明をしており、これは「金沢俳

優伝記」を「自記」と呼んだ初見として注目されるものである。「自記」と名付けた最初の人が森田柿園であるならば、「綿津屋政右衛門自記」という題箋を付した人物が森田柿園であつたとする日置謙の推測にも一定の根拠があると考えられる。「金沢古蹟志」森田文庫本（明治三六年、三二巻）では「綿津町政右衛門自記」の誤記が「綿津屋政右衛門自記」に改められるとともに、加越能文庫本巻三二「五本松怪異伝話」における「金沢俳優伝記」の表記が森田文庫本巻三〇「摩利支天堂ノ傳話」において「綿津屋政右衛門ノ自記」に置き換えられており、「金沢俳優伝記」という書名よりも「綿津屋政右衛門自記」の方が適切であるという意識のあつたことが窺える。以上の考察から、森田柿園が「綿津屋政右衛門自記」と命名した可能性は高いと言える。

4 「金沢俳優伝記」の成立過程

「金沢俳優伝記」は、内容的に三部構成に分けることができる⁽²¹⁾。すなわち、第一部は元和・寛永期の歌舞伎・遊女の濫觴から茶屋町の成立・禁止まで、第二部は妙義

芝居、第三部は折に触れて書かれた随筆風の記録である⁽²²⁾。

このうち、第一部の冒頭、元和・寛永期の歌舞伎・遊女の濫觴は「三壺聞書」（元禄頃原本成立、宝永頃完成）の記述と酷似しており、同書を参照していることが日置謙により指摘されている⁽²³⁾。また、第一部収録の文政三年（一八二〇）茶屋町絵図は森田文庫等にほぼ同内容のものがある⁽²⁴⁾。「金沢俳優伝記」のうち、綿津屋政右衛門の同時代ではない第一部（元和・享和期）の記述については、様々な参考資料のあつたことがうかがえる。これに対し、第一部後半の茶屋町の成立・禁止、第二部及び第三部は内容からして基本的に綿津屋政右衛門の実体験に基づく話であり、ここに書かれた事柄の年代を正確に特定していくことによって、本書の成立年代にも迫れると考える。とりわけ、本書の記載の過半を占める、妙義芝居の実施時期の特定は、本書の成立年代を明らかにするだけでなく、金沢の芝居興行研究にも資することにつながるので、以下この点に絞って考察を加えたい。妙義芝居の実施時期について、先行研究ではいずれも天保八年（一八三七）〜九年説を採っているが⁽²⁵⁾、妙義芝居に関する史料は管見の限りこの「金沢俳優伝記」以外になく、しかも「金沢

表5 妙義芝居に関する記載のうち年号の特定できるもの

年（西暦）月	（条）内容	典拠
天保6年（1835）	（32条、妙義芝居役者買請）谷川定吉娘、去々年金沢河原山伏稲荷にて芝居興行	『応響雜記』天保6年5月1日条（「河原稲荷社地女芝居」）
天保8年（1837）2月	（33条、役者引連）大坂天満天神大火	『大阪府の地名』
天保7年（1836）カ12月	（34条、妙義芝居差止）御席より町奉行沢田義門・中川平膳にお尋ねあり、芝居差止	『諸頭系譜』（沢田・中川の町奉行在任期間）
天保7年（1836）12月	（34条、妙義芝居差止）この年は小の月につき、28日の翌日大晦日に宿料支払い	『応響雜記』（天保6～9年の12月で小の月は天保7年のみ）
天保10年（1839）	（41条、花屋勝次郎曲馬興行）卯辰八幡境内で曲馬興行	『祭礼旧記等』

俳優伝記」の妙義芝居に関する記述には年号が記載されていない。そこで、記載された事項の中から年代特定の手がかりを探してみた（表5）。これによると、綿津屋政右衛門が上方へ役者を買に行った際、大坂の天満天神で女役者の「親方」をしている谷川定吉という老人に出会った。谷川定吉は、「去々年」自分の娘が金沢で興行をした時に「わたまさ」と申ぎんかた」の世話になったと述べた。綿津屋政右衛門の記憶によれば、この興行は「かハラ山ぶしいなり」で「手づま等うちませし

ばい」興行したもので、「応響雜記」天保六年五月一日条の「河原稲荷社地女芝居見物二米室子同道二而行申候。不面白」⁽²⁶⁾という記事と合致する。よって、綿津屋政右衛門が大坂へ役者を買に行ったのは天保八年（一八三七）である。また、大坂から役者を金沢へ引き連れていく際、「大さか天満天神のへん大くハ」に遭遇したとあり、これは天保八年二月一九日の大塩焼けを指していると思われる。

芝居興行は卯辰西養寺地内の妙義谷という場所を借り、一月から始まり大当たりをとった。しかし、新舞台の築造のため諸道具に色々と金を使った上、一月、二月の二ヶ月の旅籠料に詰まり、綿津屋政右衛門は二月二八日に拝借銀一貫目を町会所に願ひ出たところ、「城下の二ヶ所（もう一ヶ所は川上芝居）⁽²⁷⁾で他国者の芝居をするのは如何なものか」と藩の年寄より町奉行に下問があり、俄に芝居が差止になった。この時の町奉行として名前の挙げられている沢田義門は天保八年（一八三七）一月に、中川平膳は天保八年九月にいずれも御役御免となつてゐるから、彼らが町奉行在任中に芝居差止を申し渡しているならば、天保七年（一八三六）二月以前とい

うことになる。そこで綿津屋政右衛門は「このとしは小のつきにてあす八大晦日なり」と述べ、家内中の着類を質物に入れ、ようやく旅籠料の半分を返して何とか年を越した。天保六く九年の一二月で小の月は天保七年のみであるから、妙義芝居の差止を申し渡されたのはやはり天保七年ということになる。

以上の年代比定を総合すると、綿津屋政右衛門が大坂から役者を連れてきたのは天保八年（一八三七）であるが、妙義芝居を開始したのは天保七年（一八三六）一月からということになり、辻褄が合わなくなる。妙義芝居に関する記事には、綿津屋政右衛門の記憶違いや、記憶の錯綜が混じっていると見るべきであろう。

ただし、その後の「うたつ八まんぐうきやうない二おゐて（曲馬）こうぎやう」は天保一〇年の出来事であることが藩政文書により判明しており、同一〇月二八日より卯辰八幡宮で曲馬興行を行う旨の届の中に「茶屋町綿津屋政右衛門」の名がみえる²⁹⁾。その際、綿津屋政右衛門は金子の工面のため矢失一本を同町の中屋次右衛門へ五匁で売り払ったが、「十年程すきさきよ年かいもとし」た。この記述によれば、綿津屋政右衛門が「金沢俳優伝

記」を執筆したのは天保一〇年から一一年ほど経った嘉永三年（一八五〇）頃ということになる。

おわりに

「金沢俳優伝記」の成立・伝来に関する本稿の考察結果を時系列に沿ってまとめると、次のようになる。「金沢俳優伝記」は嘉永三年（一八五〇）頃に金沢の興行人・綿津屋政右衛門によって執筆された金沢の茶屋・芝居等に関する記録である。ただし、綿津屋政右衛門が自らの記憶をもとに再構成しており、記憶違いや記憶の錯綜が散見されるため、史料として引用する際には慎重な取扱が必要である。「金沢俳優伝記」は多くの人に読まれることを想定し、あえてひらがなを多用した戯作調の文体を採用している。岩瀬文庫本は、綿津屋政右衛門の稿本を文筆家が清書したものと思われ、難しい漢字や固有名詞にルビをふり、一四点の挿絵を加えている。加越能文庫本は岩瀬文庫本の写本であり、岩瀬文庫本の字体や行移りをも忠実に写し取っている。装幀から判断するに、前田家が歴史編纂のために筆写したものの一つである。

筆耕者は明記されていないものの、筆跡から幕末〜明治期の金沢の郷土史家、森田柿園が筆写した可能性がある。

また、加越能文庫本の「金沢俳優伝記」に「綿津屋政右衛門自記」という題箋を付してあったが、所蔵が前田家尊経閣文庫から金沢市加越能文庫に移管された際の装幀替えによるものか、現在の加越能文庫本に「綿津屋政右衛門自記」という題箋は付されていない。なお、目録によると尊経閣文庫本は二冊本であったが、現在の加越能文庫本は一冊本である。

最後に、今後の課題をまとめておきたい。第一は、森田柿園の「金沢俳優伝記」筆写への関与についてである。加越能文庫本を森田柿園が筆写したと言い切るためには、加越能文庫内の森田柿園筆写本をリストアップし、その特徴を明らかにする必要がある。第二は、「金沢俳優伝記」の記載年代についてである。本稿では成立年代を嘉永三年（一八五〇）頃と推定したが、その精度を高めるため、また、記事の信頼性を高めるためにも、「金沢俳優伝記」本文のさらなる読み込み、他文献との照合が必要である。第三は、こうした史料批判の前提となる正確なテキストの復元についてである。今回紹介した岩瀬文庫本をもと

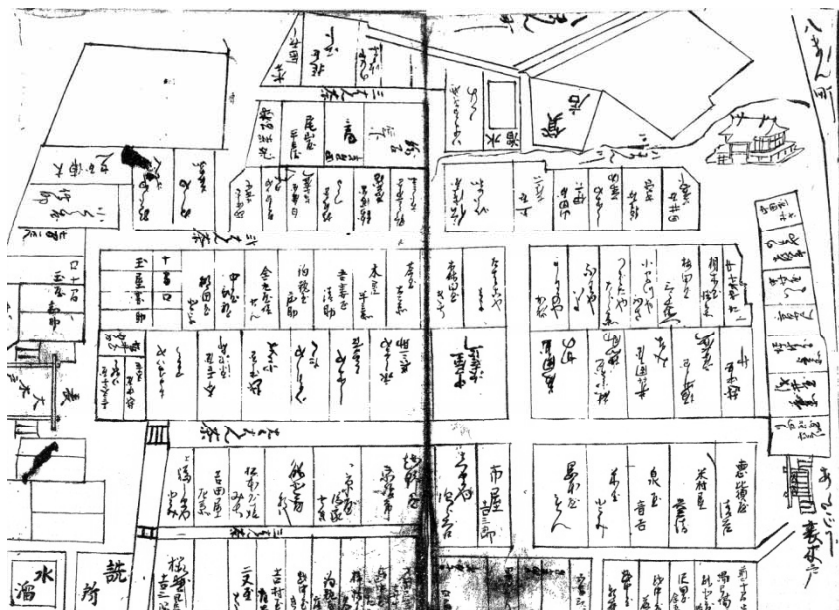
に既刊本を改訂することにより、金沢の芝居興行等の研究の前進につながるものと考ええる。



挿絵2 ほうかまつ2



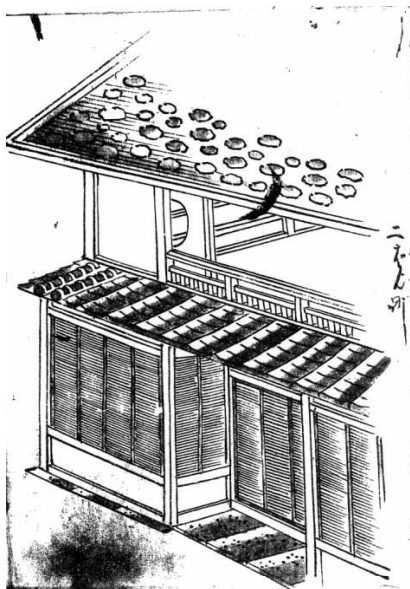
挿絵1 ほうかまつ1
 (「金沢俳優伝記」、西尾市
 岩瀬文庫所蔵、以下同)



挿絵3 茶屋町1



挿絵5 茶屋女



挿絵4 茶屋町2



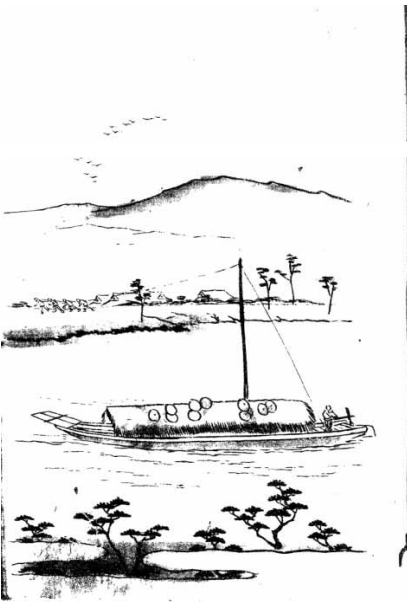
挿絵6 大打入



挿絵8 たんぼぞめ



挿絵7 山本・近藤



挿絵10 伏見夜船



挿絵9 文七父娘



挿絵 1 1 茶屋遊び 1



挿絵 1 2 肉付の面



挿絵 1 3 茶屋遊び 2



挿絵 1 4 堀昌安

【注】

(1) 「興行人」とは、芝居役者招聘、小屋掛け、諸経費の負担、藩及び場所提供者との折衝等を行う芝居興行の世話人のことである。「興行師」「芝居師」と称されることもあるが、ここでは藩政文書の表記に従った。

(2) 金沢市街の東方に位置し・標高一四一・二メートル。向山と通称されるほか、かつては東山・臥竜山・夢香山・茶臼山などとも称された。また古くは宇多須山とも記した。山中には観音山・愛宕山・摩利支天山・毘沙門山・油木山・春日山などの小山がある（『石川県の地名』平凡社、一九九一年）。

(3) 卯辰山西麓にあった真言宗の寺院。当初は石浦村にあったが慶長六年（一六〇二）卯辰山へ移されたという。同年前田利長が観音堂と山王社を造営し、元和二年（一六一六）には三代藩主前田利常夫人（二代將軍委忠娘）の発願で現在地に当院が造営されたと伝える。以後前田家の子女は、代々産土神として参詣するのを常とした（『石川県の地名』同右）。

(4) 「川上芝居一件」及び「両茶屋町一件」、いずれも『芝居と茶屋町』（石川県図書館協会、一九三二年）に翻刻が収録されている。

(5) 『加賀藩史料』は前田侯爵家が前田家の事績を中心に旧領内の出来事に関する史料を年代順に抜粋した編年記録であり、その典拠となった史料の多くは現在金沢市立玉川図書館近世史料館に所蔵されている。

(6) 『芝居と茶屋町』（同右）。

(7) 田中喜男校注「綿津屋政右衛門自記―卯辰茶屋町・妙義芝居始末―」（原田伴彦編『日本都市生活史料集成 五 城下町篇Ⅲ』学習研究社、一九七六年）。

(8) 塩川隆文「近世金沢の触頭神社における芸能興行について」（『年報都市史研究一二 伝統都市の分節構造』、二〇〇四年）。

(9) 岩瀬文庫本は、近年の岩瀬文庫悉皆調査の中で、俠客の手になる珍奇本として再評価された。『こんな本があった！―岩瀬文庫平成悉皆調査中間報告展Ⅰ―』（西尾市岩瀬文庫・岩瀬文庫資料調査会、二〇〇四年）、塩村耕『こんな本があった！ 江戸珍奇本の世界』（家の光協会、二〇〇七年）など。また、西尾市岩瀬文庫古籍書誌データベース（試運転）で「金沢俳優伝記」の書誌情報が開示されている。

(10) 岩瀬文庫本は、丁の天地が表紙の大きさに合わせて断裁されている。また、表紙をめくった扉の丁に破損・汚れ

がある。以上のことから、岩瀬文庫本にはもともと表紙がなかったが、史料の痛みが激しくなったため後で装幀がなされたものと考えられる。

- (11) 塩村耕『こんな本があった！ 江戸珍奇本の世界』（前掲）七三頁。

- (12) 日置謙「芝居と茶屋町解説」（『芝居と茶屋町』所収）九四頁。

- (13) ただし、「金沢俳優伝記」二七条目に追筆が数行書き込まれており、ここのみ漢字が多用され、「罷越」「得共」など、他では使われていない表記が見られ、ルビもふられていない。

- (14) 『金沢 池善（朱印）四三〇八 ヲ〇』、「5 銭¹²⁰ 大正三八」。池善は池屋（善兵衛）という金沢の書肆で、文久期より印刷・販売・貸本を行った。廃業の時期は定かでないが、金沢市街地図の著者（池亮吉）としては一九五〇年代まで名前が見られる。

- (15) 『尊経閣文庫加越能文献書目』（尊経閣文庫、一九三九年）。日置謙「芝居と茶屋町解説」九二頁。

- (16) 「森田文庫解説」（石川県立図書館、一九九四年）。

- (17) 森田文庫とは、現在石川県立図書館が所蔵している、森田柿園を含む森田家歴代の旧蔵書を指す。

- (19) 例えば、加越能文庫に収録されている森田柿園著「温故集録」（五〇巻）は森田柿園の筆跡である。罫紙は「金沢俳優伝記」と異なるが、表紙の装幀は同じである。また、『芝居と茶屋町』に収録されている「川上芝居一件拔書」（一冊）も森田柿園の筆跡で、額彦四郎（家柄町人）所蔵本より筆写した旨の注記がなされている。その他、加越能文庫に収録されている森田柿園手写本として管見に入ったものに、「湯浅三輪両家伝書」（一六・三四―七九）・「横山秘冊」（一六・三四―八〇）・「本藩諸士言行録」（一六・三四―一一）・「湯浅翁手簡」（一六・三八―五八）・「富山侍帳」（一六・二九―一）・「水野善政録」（一六・三九―一八）・「小松重堅訴訟記」（一六・四〇―二四）などがある。森田柿園の筆跡の特徴として、①右肩上り、②縦棒が太くなる、の二点が指摘できる。ただし、森田柿園は原本にに応じて筆跡を書き分けられるため、注意が必要である。

- (20) 岩瀬文庫本の表題（「金沢俳優伝記」）の筆跡は森田柿園のそれを思わせるものがあり（図2）、もともと題名のなかった綿津屋政右衛門の記録に「金沢俳優伝記」と命名したのも森田柿園であった可能性がある。ただし、これは筆跡のみからの主観的な判断なので、ここではその

可能性を指摘するに止め、論証は今後の課題としたい。

(21) 田中喜男前掲注7解題一七頁。

(22) なお、加越能文庫本は第二部の途中で上下巻に分かれている。

(23) 日置謙『芝居と茶屋町解説』九四頁。

(24) 『旧東のくるわ』（金沢市教育委員会、一九七五年）に同様の絵図二枚が収録されている。

(25) 「妙義芝居（中略）天保八年大坂より下れる俳優尾上多井藏その他女役者等二十数人の一座で上演したが、興行僅に一回の後、藩は川上芝居と共に之を禁止し、同じく窮民の救恤小屋に使用した。後政右衛門は善後策に苦しみ、町奉行沢田義門の助力を求め、卯辰八幡社の境内に飯屋を構へ、天保十一年七月廿三日より浅尾春十郎、中村芝賀十郎・中村かしくの一座にて開演、興行の継続を計つたが、寺社奉行前田萬之助は、神社境内の使用が町奉行の権限に属せしめたるを憤り神官の旧悪を暴露して之に閉門を命ずると共に、一般民衆のこゝに出入するを禁じたから、興行も亦行はれなくなつた」（副田松園『金沢の歌舞伎』、近八書房、一九四三年）。しかし、後述するように天保八年（一八三七）の時点で沢田義門は寺社奉行ではなく、かつ天保十一年七月二三日の卯辰八幡で

の興行は綿津屋政右衛門ではなく触頭四社が申請し許可を得たものであり妙義芝居とは異なる等の誤りがある。

また、田中喜男も妙義芝居の実施時期を天保八年～九年と見、差止の理由を天保九年より本格的に始動を始めた天保改革の一環であると説明する（田中喜男『近世末、都市住民闘争にみる家持町人―金沢卯辰山騷擾地域を中心として―』、地方史研究協議会編『日本の都市と町―その歴史と現状―』、雄山閣、一九八二年、のち同『幕藩制都市の研究』、文献出版、一九八六年に収録）。

(26) 児玉清文・伏脇紀夫編『応響雜記』上（桂書房、一九八八年）四七〇頁。

(27) 江戸時代後期に加賀藩が設置した芝居小屋。文政元年（一八一八）金沢町奉行山崎頼母は、経済の不振を救う方策として常設演劇場の建設を建議し、一二月その許可を得た。同月一六日から翌年四月まで犀川下流延命院の背後、宝久寺河原においてはじめて芝居を興行した。次いで藩は一劇場を経営することを決議、同二年四月川上新町に小屋を建造し、五月六日初興行。天保九年七月一七日藩は川上芝居を停止、小屋は本願寺東末寺に寄進。文久年間（一八六一―一八六四）再興されたが、明治十二年（一八七九）四月取壊された。なお天保九年金沢町内三カ所の

一として北芝居小屋跡に御救小屋が建てられた（『石川県
の地名』前掲）。

(28) 「諸頭系譜」（金沢市立玉川図書館所蔵）。

(29) 注8拙稿。

【付記】

本稿は第六三回書物・出版と社会変容研究会での発表を
もとに執筆したものです。貴重な御意見を賜りました参加
者の皆様並びに所蔵史料の掲載をご承諾いただきました西
尾市岩瀬文庫及び金沢市立玉川図書館近世史料館に対し、
この場をお借りして厚く御礼申し上げます。